

会計年度任用職員制度が始まります

問 人事課 ☎56-0604

HPを見る
記事ID 10900

2020年4月1日から、嘱託員・臨時的任用職員制度は、会計年度任用職員制度に変わります。

会計年度任用職員とは

任期の定めがある非常勤の地方公務員（一般職）です。地方公務員法等が改正されたことに伴い、これまでの嘱託員・臨時的任用職員に代わり、2020年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が始まります。

任用期間など

- ・1回の任用期間は、原則1会計年度（4月～3月）です。ただし、一部の職で、1年未満の任用期間があります。
- ・条件付採用期間（いわゆる試用期間）は1か月です。
- ・採用は、原則、選考により決定します。
- ・勤務実績（人事評価）により、年度を超えて再度任用する場合があります（2回まで）。

報酬など

- ・報酬は、職種、学歴および職務経験に応じて決定します（職種ごとに上限あり）。
- ・1週間の勤務時間が15時間30分以上の場合、期末手当が支給されます。（2020年度は年1.69月分、2021年度以降は年2.6月分の予定）
- ・給与改定等により、報酬単価および期末手当月数が変更になる場合があります。
- ・通勤方法、通勤距離に応じて、正規職員に準じて通勤にかかる費用が支給されます。

勤務日数、勤務時間、休暇など

- ・勤務日数、勤務時間は、職種や所属により異なります。
- ・年次有給休暇のほか、引引休暇などの特別休暇があります。

勤務場所

市役所本庁舎のほか、市内公共施設等

社会保険・公務災害など

- ・1週間の勤務時間により健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- ・職種および所属により「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」または「労働者災害補償保険」のいずれかが適用されます。

服務規定

正規職員と同様に服務規定が適用され、それに反した場合は、懲戒処分の対象となります。ただし、パートタイム会計年度任用職員は、服務規定のうち「営利企業への従事等（兼業）の制限」は受けませんが、兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある等の場合は、認められないことがあります。

申込資格

地方公務員法第16条各号に該当する人は申し込むことができません。

2020年4月任用 会計年度任用職員（パートタイム）を募集します！

一般事務、保育士、保健師などの職種を募集しています。勤務条件、申込方法など、詳しくは市HPをご覧ください。

